

令和5年度 第2回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年5月12日(水)午後2時00分から5時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
21番	小林武治君	20番	土屋直人君
23番	勝亦康雄君	22番	大庭省一君
25番	渡辺義文君	24番	勝又保明君
27番	杉山光利君	26番	勝又光明君
29番	滝口恵治君	28番	石田澄夫君
31番	林良三君	30番	杉山裕君

欠席委員 (1人)

19番 鈴木政信君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第7号 非農地証明申請書の決定について
議案第8号 農業用施設証明願の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

会議の概要

事務局

本日はご多忙のところありがとうございます。事務局長につきまして、本日急遽農業振興関係で、市長が県知事に表敬訪問することになり、随行のため欠席をしております。

本日は次第のその他で今年度から本格的に作業に入ります地域計画のスケジュールや事業の進め方等ご検討いただきたく、よろしく願いいたします。冒頭に県東部農林事務所生産振興課大宮班長にお越しただいて、地域計画策定の概要についてご説明いただきます。質疑応答の時間を設けさせていただきますので、疑問に思われることがございましたら、せっかくの機会ですので、ご質問等よろしく願いいたします。その後事務局からスケジュール等説明させていただき、各地区に分かれて地域計画策定区域等を協議していただきます。通常の総会よりも多少お時間をいただくことになると存じますがよろしく願いいたします。

ただ今から令和5年度第2回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長

--会長挨拶--

事務局

ありがとうございました。

本日の出席の報告ですが、議席番号19番 鈴木政信委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。

会長よろしく願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、9番 伊倉ふさ子委員、10番 勝亦里沙委員よろしく願いします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第4号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年5月12日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

続きまして、報第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第5号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年5月12日報告。今月の5条の届出は5件です。

(番号1～5についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案に入ります。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第6号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年5月12日提出。今月の5条許可申請は3件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 297.24 m²

転用内容は、使用貸借権の設定による分家住宅1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 3,165 m²

転用内容は、売買による工場の建設です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。なお、本案件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるため、本日許可相当と認められた場合、令和5年5月22日に開催されます静岡県農業会議主催の常設審議委員会に諮問をする予定です。

番号3（議案書の内容読み上げ）田・畑 1,053㎡

転用内容は、売買による資材置場としての利用です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

26番委員

調査日は令和5年5月8日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為についてですが、譲受人の妻と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は現在妻と子供1人の3人家族であります。妻の実家に同居しています。子供の成長とともに自己住宅が必要となると思い、義父に相談したところ土地使用の承諾が得られたので分家住宅の建築申請となりました。必要性は妥当と判断します。

資金についてですが、土地整地費、家屋建築費ともに自己資金及び金融機関からの借入れで対応することになります。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期についてですが、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については、都市計画法の手続きを行っております。

転用面積についてですが、297.24㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、申請地の北側、東側は道路であり西側、南側はともに譲渡人の土地であり周辺農地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合については責任を持って対処することです。

以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日は令和5年5月8日です。譲渡人とは自宅で行いました。譲受人とは担当者と電話で話をしました。

申請行為については本人が申請したものであり内容に間違いありません。

転用理由につきましては、譲受人は事業拡張に伴い関連会社の隣接地である当該申請地に工場を建設し、事業の拡大を計画していたところ、休耕地であり、譲渡人が同意したため申請に及ぶものです。

資金につきましては、自己資金で対応するということです。

他の権利者の同意ですが、他の権利者はおりません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工いたします。
他の法令は、都市計画法等の手続きを進めております。
転用面積ですが、建物の規模を考えると適正と判断いたします。
周辺への影響ですが、周辺の農地への影響はありません。
以上です。よろしくお願いいたします。

会長 整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

25番委員 調査日は令和5年5月6日、8日です。譲渡人とは現地で調査しました。譲受人とは、電話により調査させていただきました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由ですが、譲渡人は登記名義人から申請地を相続により譲り受けましたが、遠方に居住していること、また農業経験が無く、耕作管理が困難であるため使用してくれる方がいればと考えていたところ、譲受人が資材置場として使用したいとの申し出があり承諾をしました。

資金ですが、自己資金で行うそうです。

他の権利者の同意についてですが、他の権利者の同意は受けております。

転用時期ですが、許可後着工するとのことであります。

他法令につきましては、他法令の許可は必要ないと考えます。

転用面積ですが、適正と思います。

周辺への影響ですが、周辺には農地が少なく影響がないと考えております。被害防除施設等は設置しませんが、周辺に影響を及ぼした場合は申請者の責任において対処いたしますとのことです。

その他ですが、進入路が狭いので、車での通行には十分注意しますとのことです。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第7号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第7号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。令和5年5月12日提出。今月の非農地証明申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）登記地目 畑 現況 山林 356㎡

こちらは、現地確認及び平成25年の航空写真でも確認し、非農地証明の要件である植林後10年以上経過し山林としての樹観が認められ将来山林として、維持管理が見込まれるものに当てはまります。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員が欠席のため事務局より報告を求めます。

事務局

19番委員の調査報告について代読させていただきます。

調査日は令和5年5月6日です。申請人の夫と現地にて調査しました。

申請につきましては、本人が申請したもので、内容に間違いありません。

現況の様子ですが、杉の木、松の木等が大木化しているということで、基準として植林されている土地に該当します。

転用経緯につきましては、本人の父親が植林したものであり、大木化しているため転用後10年以上経過しているということです。

所定の手続きをしなかった理由につきましては、農地法に無知だったためと思われる。

農地への回復ですが、山林の状況であり農地への復元は容易でないと認められます。

農業生産力の高さにつきましては、宅地の端にあった農地で生産力の高い農地ではありません。

他法令につきましては抵触しておりません。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第8号 農業用施設証明願の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第8号 次のとおり、農地法施行規則第29条第1号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年5月12日提出。農業用施設証明につきましては、200㎡未満の農地に農作物の育成等を目的とした農業用倉庫を設置するために転用する場合は、許可不要という取り扱いがあり、農業委員会からは、証明を発行するにあたり議案として提出するものとなります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 199.83㎡
農機具収納場所確保のため、農業用倉庫1棟を建設するものです。
以上で、事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます

20番委員 5月2日に調査いたしました。立会人は申請者本人です。
申請者は、既存の作業場が拡大したことにより、農業用の車両等が置けなくなり、自宅の前に農業用倉庫を増設するものです。調査した結果、各要件を満たしており問題はないと考えます。
以上です。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします

会長 日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。
なお、本案につきましては、整理番号7、8が議事参与の制限に該当する案件となるため、まず整理番号1から6、9、10について審議いたします。その後整理番号7、8について審議いたします。それでは整理番号1から6、9、10について事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いします。
議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年5月12日提出。
議案書9ページの議案第9号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。
初めに資料の訂正をさせていただきます。整理番号4の所在地番について一部小字に

誤りがあったため、修正いたします。また、整理番号6の面積の合計が1,021 m²となっておりますが正しくは4,063 m²となります。これに伴い、全ての合計面積が46,383 m²となります。

本議案は、公告予定日が5月15日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が10件で、合計面積は46,383 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1～3（議案書の内容読み上げ）5筆 19,568 m²

番号4～6（議案書の内容読み上げ）5筆 8,628 m²

番号9～10（議案書の内容読み上げ）8筆 7,679 m²

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今ご説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に整理番号7、8について、審議いたします。本案につきましては、17番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、17番委員は退席をお願いいたします。

（17番委員退席）

会長

それでは整理番号7、8について事務局から説明を求めます。

事務局

番号7、8（議案書の内容読み上げ）4筆 10,508 m²

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
17番委員は着席してください。

(17番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 その他事項に入ります。冒頭で説明したとおり、はじめに県東部農林事務所 大宮班長から地域計画についてご説明をいただきたいと思えます。

大宮班長 皆さんこんにちは。農政の日ごろの推進のご協力については非常にお礼申し上げます。本日は御殿場市農政課からの依頼がありまして、地域計画の作成について説明します。

(地域計画資料説明)

大宮班長 ここまでで何か質問はございますでしょうか。

4番委員 土地所有者、耕作者など、相手がいることでしょうか。その人を説得するのはどのように行うのですか。

大宮班長 基本的にはアンケートで要望を取ってからということですが。

4番委員 アンケートはどこにありますか。

大宮班長 これからお願いする予定です。今まで人・農地プランでやっているものもありますが、市ではその辺がどこまで進んでいますか。

事務局 アンケートですが、この後農業委員会のスケジュールでも説明をさせていただきますが、7月頃に地域計画を定める地域において、アンケートを取って、地主さんの意向を確認する予定です。

4番委員 私の地区は少し前に国道のバイパスができました。地元の意向としては、地域活性化のためにそこには商業施設等ができることを希望している人が多いです。地主さんの要望をいろいろ聞いていくことが必要だと思います。農用地区域以外のところは、地域活性化のために、ここはこういう土地利用をしたいとか、何をしたいとか、地主さんの考え

があると思いますよ。相手がいることであって、将来構想図などをこの短期間で作成しなければいけないというのは、厳しいと思います。

大宮班長 将来構想図については、予定がはっきりしていなくても結構です。現時点でこうするというのをまず決めてください。一番大事なのは今言ったように、「ここは開発があるからすぐに担い手には集積が難しい。」そのようなことをまず知りたいというのが将来構想図の趣旨です。それを、我々が把握しておきたいのです。

4番委員 アンケートは全農家に出すのですか。

事務局 全農地所有者に出す予定です。

4番委員 市で発送するのですか。

事務局 市で発送する予定です。

9番委員 私の地区では、高速道路ができる前にほ場整備をしたんです。大きな田んぼになって、今までの小さな農機具ではできなくなったとか、お年寄りのうちでは無理だよという方は、すでに委託をしています。委託先は地元の方だけではなく、他地区の専業農家の方々にもお願いしている状態です。自分の家でやっている人の方が少ないような気がします。今後地元に対して、このような話があると言っても、なんで今頃こんなことを言っているのかと言われそうです。

大宮班長 他の地域ですと、反対に担い手に聞いているところもあります。担い手中心に方針を作る方法もあります。担い手のこの人が今借りているが、これからも良いですかという回覧で済ませるという方法もあります。地元で何でも良いので、協議、同意を得てもらえれば、それ以上は国も我々も、何も言いません。必ずしも、全部アンケートを取れと言っている訳ではありません。協議のやり方は色々です。今言っているのは、「うちの地区はこういう事情がある。」といったことをまず聞きたいというのが、将来構想図なんです。他市町のある場所については、これから鉄道の高架ができるからとても農地の話なんかできないと言われるところもあります。まずは、その中で今まで耕作している人やこれから耕作する人が、やり易いような計画を作る方法を考えていこうというのが私の説明です。

4番委員 飛び地であったり、集約しない農地がいっぱいあるんですよ。そのような地主にもアンケートを取るのですか。集約は難しいのではないですか。アンケートで聞いても、もう俺の代で終わりだとか息子はやらないといった方が多いと思います。そのような項目はアンケートの中に入っていますか。

事務局 アンケートの詳細な内容はこれから検討しますが、貸し出す意向があるかどうか、後継者がいるかどうか、といった質問を設ける予定です。

29番委員

担い手の方と話をしましたが、地域計画作成の話を知ってしまして、ある程度集積してくると今まで耕作していた農地を返さなくていけないというので悩んでいました。そのような問題が出てくるものですから、担い手の方にも同時進行でアンケートを出したりしないと大変ではないかと思えます。国の政策なので担い手の方もかなりプレッシャーを感じていました。受け手と出し手の人間関係の部分もありますが、うまく集積・集約ができれば良いと思えます。

大宮班長

ありがとうございます。なかなか辛いことですが、担い手さんの意見を先に聞くということは、確かに有効ですね。ある市町では、認定農業者協会で作ってからの素案を作ってから、地元を下ろしてという方法で人・農地プランの協議を済ませたところがあります。「我々はこうしたいんだけど地権者の方はどう考えますか。」という案をまず作ってから、その上で貸出しする、そんなやり方もあります。

4番委員

今意見がありましたが、自分もそのとおりだと思います。親父の考えで担い手をやっているが、少子高齢化で息子は継がない。そうするとそこで途切れてしまう。今言われた担い手さんの考えも、年だからできない、土地を返すよと、ということであっておっしゃるとおりだと思います。

大宮班長

他市町でもそのような話はあって、こんなことを私が言うのはつらいですが、水田としての利用は難しいかということまで考えないといけない。そこまで考えないと今後荒れていってしまう地域もあるのかなと思えます。

4番委員

新たな道路ができた場所については、土地の所有者は田畑を作るのではなくて、産業の活性化のために道の駅を作るとか、そういった要望が多いです。なので、市の方で、農地の団地があったら、そういうところを地域計画の区域に指定して、重点的に取り組むという方法はできませんか。

事務局

事務局からも将来構想図について質問させていただきます。ほ場整備区域については今後も農地として使っていくのは明らかだと思いますが、それ以外の農地は、将来構想図はどのように作っていけばよろしいか。将来構想図の内容を誰が決めるのかという話もありましたが、農業委員さんや地域の方との話し合いの中で決めていくのか。または、市が決めるという形になるのか。誰が決めるという部分がなかなか難しいと思えます。開発の計画がある場所については、市の方でそれぞれの担当部署で作っている計画等、情報提供したいと考えています。

大宮班長

市の開発と関わる部分については、どうしたらよいかの答えはないのですが、その中の今までの力関係の中で借りてください、という言い方になると思えます。国の考えとしては、農業委員さんが考えてくださいということです。

1番委員

私は3反歩ぐらいしか農業をやっていませんが、担い手についてもあと5年したら私

の地区は0%になってしまおうと思います。地元の同年代の人と話をする、今親父が農業をやっているから仕方なく続けており、息子は農業をやらないという人ばかりです。

そもそも担い手がいけません。農機具が動くから田んぼを作っている。新しく農機具を買って田んぼをする気は一切ありません。私の地区で作るといっても、賛成する人はいないと思います。時間をかけて考えてないと、今耕作している人に迷惑をかけるし、これからやるような人もおそらくいないと思います。アンケートを取った上で、県と市で考えをはっきりして進めてほしいと思います。

事務局

ありがとうございます。

大宮班長

反論を恐れず言いますと、地元でやる人はいない、水稻が儲からないというのが一番根底にあると思います。水稻以外の儲かる作物をその人か近くの人がやるかというのが次の選択肢にくると思います。基盤法の趣旨としては、儲かる計画を立てた人に農地を集める。他にもやれることがあれば、これから耕作者を呼べるのかということまで考えていただきたいです。

1番委員

基盤整備もできていない。田んぼ1枚が3アールとか5アールとかで、それを耕作するには小さい機械でやっているからよいですが、先ほども言ったように、機械が壊れたらもうできない。ある場所では転用の話も出ていますが、だいぶ年月が経ってしまい、あやふやで進行していないから困っている人が多いです。そのような事情もあります。

大宮班長

分かっていたくような人を少し集めて、全員に話す前に地元の2、3人の良く知っている方と話をしてもらう方法もあります。

1番委員

私の地区では、部農会は約30軒ありますが、専業農家は1軒だけです。あとは、みんな兼業農家です。

大宮班長

難しいとは思いますが、どうすればよいかということですね。

1番委員

先に専業農家の人と話して進めた方がよいのではないかなと思います。

大宮班長

本当のところ、つらく泥臭い話になることは承知しています。御殿場市さんにも相談したことがあります。コンバインの数を数えて、何ヘクタールできるか教えてほしいと言ったこともあります。地元としてどうしたいのかというのが将来構想図の素案であり、我々が知っておきたいと考えています。これについては我々が内部で把握するものなので、教えていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございます。県からの説明は以上になります。この後、市から説明をさせていただきたいと思います。大変ですが、やらなければいけないものですので、よろしく願いいたします。

大宮班長

ご清聴ありがとうございました。

会長

私の地区でも、ほ場整備の担い手要件がついていて、最低でも3人いないと県からの補助金が下りないということで、認定農業者にやってもらっていますが、年齢は60歳以上の方ばかりです。まずは現況の地図の落とし込みから考えていきましょう。国の方針ですので、タイムスケジュールを見て令和7年の3月までにやらなければいけないということです。

現況ですと、農業委員会、市、JAなど全部が一体とならないとこの事業は進まないと思います。担い手やこれからやっていただく人などから意見を聞いてやるという方針であり、農業委員会が主体で大変だと思いますが、皆でやるということでご協力お願いしたいと思います。

事務局

次にお配りした資料に基づいて、事務局からスケジュール等の説明をさせていただきます。

(資料説明)

事務局

以上説明とさせていただきました。説明の中で地区割りという話があったと思いますが、事務局としましては、各委員さんの担当の区域をもとに割り当てるのが良いのではないかと考えております。この後それぞれの地区の中で、ここここはくっつけた方が良いのではないかとか、話し合いをしていただいて、地域計画の一つ一つの地区を決定したいと思います。それでは準備をしますので、地区ごとにお集まりください。

(地区ごとに話し合い)

事務局

ありがとうございました。

次に、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価という資料をお配りさせていただきました。こちらですが国の通知によって令和4年度から目標を立てて点検・評価するというので始まりました。毎月委員さんから活動記録簿を提出していただいておりますが、その活動記録簿の内容を反映させたものになります。(1)活動の状況については、活動記録簿をそのままあげさせていただいております。(2)①成果目標の達成状況ですが、目標の欄は農地集積、遊休農地、新規参入、委員会全体での目標を年度に決めています。それを地区ごとの農地の割合で按分して、一人当たりどれくらい集積すればよいかという数字になっております。その下の実績の欄ですが、新規集積面積が0haですが、活動記録簿で貸したりした場合、何haとある場合にはここに数字が入ります。これも活動記録簿の内容を入れさせていただいております。②自己の点検・評価は、活動実績は活動日数、利用状況調査以外の現地確認をした場合〇です。この活動については、全ての委員さんでほぼ毎日活動を行ったということで、同じコメントを入れさせていただいております。次に成果実績ですが、(2)①になります。農地の集積は難しいですが、目標だけは割り当てがありまして、全ての委員さんに同じコメントを入れさせていただいております。

事務局の案で委員さんごと取りまとめさせていただきましたので、もし修正等誤りがありましたら、5月22日までに事務局へご連絡いただければと思います。特に修正がなければ、この点検・評価で令和4年度をまとめさせていただきます。

次に、令和6年度農地利用最適化施策に関する意見及び農業施策に関する要望事項の提出について説明させていただきます。昨年も実施したのになります。

御殿場市農業委員会では例年農業委員会法に基づき、県の農業会議を通じて県知事に対して要望活動を実施しております。つきましては、地域農業の状況などから意見や要望、改善事項のご記入をお願いいたします。要望事項はお手元の別添資料、御殿場市農業委員会様式 別紙1・2の意見と要望事項等を1枚につき1件ごとご記入いただき、次回6月12日の農業委員会総会の際にご提出をお願いいたします。提出をしていただいた内容を取りまとめまして、7月の農業委員会総会の議案として上程いたします。その後県農業会議、県知事への提出という流れになります。参考としまして、昨年度提出した資料をお配りしましたので、ご覧ください。

次に、農業委員会親睦会の監査報告について、前回4月12日の農業委員会の前に農業委員会親睦会の監事の委員さんに会計監査をしていただきました。監査報告として監事の12番委員よりお願いします。

12番委員

令和4年度収支会計に関し会計監査を実施したところ収入、支出ともに適正であり関係書類等について適正に処理されていることを報告します。令和5年4月12日に私と20番委員で行いました。
以上でございます。

事務局

ありがとうございました。
先月の農業委員会の際にアイガモロボの話題がありましたが、そちらについて説明をさせていただきますと思います。資料をご覧ください。

(資料説明)

事務局

(連絡事項)

1. 先進地活動事例（岐阜県関ヶ原町農業委員会の地域計画策定の取組み）の紹介並びに協議
2. 6月12日農業委員会 タブレット研修について
3. 配布物の案内
農業会議情報
4. 次回総会 6月12日（月）午後1時30分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

9 番

議事録署名人

10 番
